

# 年金あれこれ

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます 大切に保管しましょう!!

所得税法の一部が改正され、17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられています。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した保険料を証明した控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

家族の保険料を納付した場合も控除対象となり、年末調整又は確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

### 今は、どうしても国民年金保険料が納められないとき、保険料の【免税制度】があります。

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。保険料が免除される額は下記の4区分となります。

全額納付		(保険料月額1万3,860円)
全額免除		
4分の3免除	4分の1納付	(保険料月額3,470円)
半額免除	半額納付	(保険料月額6,930円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険料月額1万円)

どちらの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。所得基準額の目安(概算)は下記のとおりです。

世帯員数	全額免除 (扶養親族等の数+1) ×35万円+22万円)	4分の3免除 78万円+(扶養親族 等の数×38万円)	半額免除 118万円+(扶養親族 等の数×38万円)	4分の1免除 158万円+(扶養親族 等の数×38万円)
4人世帯→夫婦・子2人 (子の1人は16歳以上23歳未満)	162万円程度	192万円程度	232万円程度	272万円程度
2人世帯→夫婦	92万円程度	116万円程度	156万円程度	196万円程度
単身世帯	57万円程度	78万円程度	118万円程度	158万円程度

※この額はあくまでも目安であり、世帯状況や各種控除等により基準が異なります。

免除は、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間としても数えられず、老後の年金額にも反映されません。

保険料の納付を忘れずに・・・納めて安心・・・国民年金

## 陸・海・空自衛官募集

【資格】18歳以上27歳未満の男・女

【内容】2等陸・海・空士

【時間】8:00~17:00

【休日】週休2日制(年次休暇及び特別休暇等)

【給与】157,500円(高校新卒者基準)

【待遇】ボーナス:年4.46ヶ月(約70万円)食費:住居費:無料

【締切】11月30日

### お電話お待ちしております。

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所(名寄市西1条南9丁目) 01654-2-3921

和寒町役場総務課 0165-32-2421

★★★ 志願票は、和寒町役場総務課にも用意してあります。★★★

## 工事着工の状況

(単位:円)

場所	工事名	施行内容	金額	完成期限	施行業者
西町	西2条中通り路面改修工事	工事延長 L=60m 【金剛寺東側】	8,085,000	12月 8日	(株)コンドー興産